

平成21年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年8月18日 開会

平成21年8月18日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

8月18日（火曜日） 第2号

議事日程	1
諸般の報告	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の選挙	4
新議長あいさつ	5
報第1号から議案第14号まで6件上程、説明、採決	5
閉会	9

議 事 日 程

平成21年8月18日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 報第1号 専決処分の報告について（平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 第6 報第2号 専決処分の報告について（平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 第7 報第3号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第8 議案第12号 平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第13号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第14号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎諸般の報告

- 一 議員辞職許可
 - 一 報第4号 繰越計算書の報告について
-

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議長の選挙
- 日程第5 報第1号 専決処分の報告について（平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第6 報第2号 専決処分の報告について（平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 日程第7 報第3号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第12号 平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第13号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第14号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員 (42人)

1番	成原嘉彦君	27番	松原秀安君
2番	林政安君	28番	広江正明君
3番	船戸清君	29番	稲葉貞二君
4番	伊藤義彦君	30番	中川満也君
5番	野村弘君	31番	浅井健太郎君
6番	國島芳明君	32番	谷村成基君
7番	蒲建一君	33番	宮川一美君
8番	古川雅典君	34番	木野隆之君
10番	大山耕二君	35番	小川徳喜君
11番	太田松雄君	36番	宗宮孝生君
12番	市原鶴枝君	37番	杉山茂君
13番	水野光二君	38番	岡崎和夫君
14番	白木義春君	39番	室戸英夫君
15番	可知義明君	41番	坂井弘道君
16番	渡辺直由君	42番	赤坂政美君
17番	大野信彦君	43番	日下部明伸君
18番	森真君	44番	井戸敬二君
20番	平野元君	45番	赤塚新吾君
22番	井上久則君	47番	安江眞一君
24番	日置敏明君	48番	渡辺公夫君
26番	松永清彦君	49番	谷口尚君

欠席議員 (7人)

9番	尾藤義昭君	25番	野村誠君
19番	山田豊君	40番	南山宗之君
21番	堀孝正君	46番	今井良博君
23番	藤原勉君		

説明のため出席した者

広域連合長	細江茂光君	副広域連合長	石川道政君
副広域連合長	小川敏君	副広域連合長	吉田弘義君

副広域連合長	佐藤光宏君	総務課長	野田隆男君
事務局長	山口嘉彦君	資格電算課長	馬淵尚樹君
会計管理者兼会計課長	近松邦雄君	給付課長	矢嶋弘治君

職務のため出席した事務局職員

書記長 各務欣治 書記 林昭義

開 会

午後1時30分 開 会

○副議長（日下部明伸君） それでは定刻になりましたので、ただいまより始めさせていただきますと思います。

本議会の議長でありました岐阜市選出の大野 通議員から5月19日付けで議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、ただいま議長が欠けております。

よって、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私川辺町議会選出の日下部と申しますが、暫し職務を行なわせていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から平成21年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

一 諸般の報告

○副議長（日下部明伸君） 日程に入るに先立ちまして諸般の報告を申し上げます。

まず、去る4月21日付けで神戸町選出の飯沼 満議員から、5月7日付けで大垣市選出の高橋 滋議員から、5月11日付けで美濃市選出の日比野豊議員から、5月12日付けで高山市選出の木本新一議員から、6月5日付けで岐阜市選出の大前恭一議員から、それぞれ議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第83条第2項の規定によりまして、御報告を申し上げます。

○副議長（日下部明伸君） 次に、報第4号繰越計算書の報告については、お手元に配付しました報告書によって御承知を願いたいと思います。

○副議長（日下部明伸君） 以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○副議長（日下部明伸君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

○副議長（日下部明伸君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、副議長において、2番 林 政安君、3番 船戸 清君、5番 野村 弘君、7番 蒲 建一君、12番 市原 鶴枝君、18番 森 真君、26番 松永清彦君、33番 宮川一美君、36番 宗宮孝生君、44番 井戸敬二君、以上のとおり指定いたします。

第2 会議録署名議員の指名

○副議長（日下部明伸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、副議長において、8番 古川雅典君、34番 木野隆之君、以上の兩名を指名いたします。

第3 会期の決定

○副議長（日下部明伸君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日下部明伸君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第4 議長の選挙

○副議長（日下部明伸君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることとし、副議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日下部明伸君） 御異議なしと認めます。よって、副議長より指名をいたします。

議長には林 政安君を指名いたします。ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日下部明伸君） 御異議なしと認めます。よって、林 政安君が議長に当選されました。ただいま当選されました林 政安君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

議長からごあいさつがあります。2番 林 政安君

〔林 政安君登壇〕

○2番（林 政安君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長に御推挙いただきました林 政安でございます。

昨年4月の長寿医療制度開始から1年以上が経過し、様々な御指摘もあるなか、当医療制度を円滑に運営させるという使命を果たせるよう、議長職務に当たるとともに、公正な議会運営に努める所存であります。

どうか皆様方の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（日下部明伸君） それでは、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長着席〕

第5 報第1号から第10 議案第14号まで

○議長（林 政安君） 日程第5、報第1号から日程第10、議案第14号まで、以上6件を一括して議題といたします。

これら6件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） 平成21年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたりまして、議員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年4月の長寿医療制度開始から1年以上が経過いたしました。その間、低所得者の方への更なる保険料の軽減や、保険料の支払いに関する口座振替の導入をはじめとする様々な改善がなされているところでありますが、関係市町村の皆様並びに議員の皆様には、いろいろな御指摘もあるなか、被保険者の御理解を得るため、多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

去る7月1日、国におきまして、平成22年度予算の概算要求基準が閣議了解され、その中で、高齢者医療につきましては、円滑な運営のための暫定措置のあり方の検討を踏まえ、予算編成過程で検討することが明記されたところであります。

しかしながら、被用者保険の被扶養者であった方に対して、平成22年3月まで特例措置されている均等割保険料の9割軽減を平成22年4月以降も継続した場合の財源措置、あるいは、低所得者の方に対して、恒久措置化された均等割保険料の9割軽減及び所得割保険料の5割軽減の財源措置について、平成22年度以降、国費とするか、地方財政措置とするかが、決まっていない状況であります。

そこで、当広域連合といたしましては、6月3日に発足いたしました全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対し、国費とするよう要望しているところでございます。

また、今年度からの新たな取り組みとして、高額医療・高額介護合算療養費の支給が開始されます。

11月以降、本格的に支給申請が行われることとなりますが、制度を知らなかった、対象となることが分からなかったなどの理由によって、申請漏れが起らないよう、最善を尽くすことが必要と考え、各市町村と協力して、円滑な事業推進を図ってまいります。

それでは、今期定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第1号は、3月31日付けで専決処分いたしました平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして御報告し、承認を求めるものであります。

これは、前年度において、国による後期高齢者医療制度の特別対策に伴い、平成20年度及び平成21年度の低所得者の方に対する保険料軽減等にかかる国の財源措置として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が増額交付されたため、全額、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるため、補正したものであります。

報第2号は、6月12日付けで専決処分いたしました平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして御報告し、承認を求めます。

これは、平成20年度に均等割保険料が8.5割軽減であった被保険者で、平成21年度に7割軽減となる方につきましては、平成21年度においても8.5割軽減を継続して実施することに伴い、財源補てん措置として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を全額、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、さらに、軽減割合の拡大による保険料負担金の減少額を同基金から繰り入れるため、補正したものであります。

報第3号は、6月12日付けで専決処分いたしました岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして御報告し、承認を求めます。

これは、ただいま申し上げた補正予算に関連して、平成21年度における均等割保険料の8.5割軽減措置の実施に伴う所要の改正を行ったものであります。

議案第12号は、平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ31億5,070万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,915億7,491万4千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の概要を御説明申し上げます。

国庫支出金におきましては、75歳到達月の自己負担限度額の特例が創設されたことに伴う遡及適用等の財源措置が国においてなされたことから、特別調整交付金を4,483万7千円増額補正するものであります。

県支出金におきましては、高額医療費県負担金の過年度精算分として、3,846万4千円を計上いたしました。

繰入金におきましては、平成21年度の制度改正及び高額医療・高額介護合算療養費制度等の被保険者への周知に係る経費として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から4,092万9千円を繰り入れるものであります。

また、平成20年度決算剰余金を繰越金として、30億1,988万5千円計上いたしました。

続きまして、歳出予算の概要を御説明申し上げます。

一般管理費におきましては、平成21年度の制度改正及び高額医療・高額介護合算療養費制度並びに高額療養費特別支給金等の周知に係る経費として、役務費に2,570万円を、委託料に1,377万6千円を、市町村で行う広報経費等への助成金として、349万円を補正するものであります。

保健事業費といたしましては、健康づくりに関するパンフレット作成のための経費として、250万円を補正するものであります。

また、平成20年度の医療費及び健康診査費の精算に伴い、市町村、国、県及び支払基金への償還金として、30億6,310万2千円を補正するものであります。

さらに、75歳到達月の自己負担限度額の特例による高額療養費特別支給金として、4,030万円を補正するものであります。

議案第13号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、平成21年度における均等割保険料の8.5割軽減措置の実施に伴い、国の平成21年度補正予算において措置をされた高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立て、均等割額の減額のための財源に充てるため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算認定であります。

はじめに、平成20年度の一般会計につきまして、御説明を申し上げます。

歳入総額は4億1,990万7,488円、歳出総額は3億9,735万2,611円、歳入歳出差引額は2,255万4,877円となりました。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金の市町村負担金が1億2,323万4,014円、前年度決算剰余金による繰越金が2億1,226万732円、財政調整基金からの繰入金が8,122万9千円となりました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、市町村派遣職員の人件費負担金を1億8,744万5,212円支出し、財政調整基金へ前年度決算剰余金の1億622万3,247円を積み立てました。

また、民生費におきましては、特別会計へ電算処理システム開発業務委託料など事務費の補正に係る財源として、5,750万4千円を繰り出しました。

次に、平成20年度の後期高齢者医療特別会計につきまして、御説明を申し上げます。

歳入総額は1,611億3,889万5,829円、歳出総額は1,555億5,351万3,651円、歳入歳出差引額は55億8,538万2,178円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村支出金として、被保険者から納付される保険料、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金など291億3,229万7,293円の収入がありました。

国や県からの支出金として、療養給付費、高額医療費の定率負担金、保健事業への補助金など国から523億9,432万232円、県から125億4,269万5,548円の収入がありました。

支払基金交付金といたしましては、現役世代からの支援金663億2,171万4千円の収入がありました。

また、繰入金として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から5億6,062万6,237円を繰り入れました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきましては、電算処理システム運用支援業務にかかる経費などとして4億5,655万7,759円を支出いたしました。

保険給付費におきましては、療養給付費、療養費を1,472億5,212万9,431円、

高額療養費を49億5,530万5,481円、葬祭費を6億4,075万円支給いたしました。

保健事業費におきましては、健康診査費を1億5,441万7,539円支出いたしました。

また、平成21年度において所得の少ない被保険者の方に対する保険料軽減特例措置分などとして国から交付された高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金13億3,586万6,896円を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、今回提案いたしました議案について、御説明をいたしました。

高齢者の方々の心情に配慮し、安心した医療制度となるよう、今後とも市町村と十分に協議、連携しながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 政安君） これら6件に対する質疑の通告はありません。

○議長（林 政安君） これら6件に対する討論の通告はありません。

○議長（林 政安君） これより、採決を行います。

まず、報第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

○議長（林 政安君） 次に、報第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

○議長（林 政安君） 次に、報第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

○議長（林 政安君） 次に、議案第12号について採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（林 政安君） 次に、議案第13号について採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（林 政安君） 次に、議案第14号について採決します。

お諮りします。本件については、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを認定すべきものと決しました。

閉 議 閉 会

○議長（林 政安君） 今期定例会に付議されました事件はすべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、平成21年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時55分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

林 政永

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長

日下部 明伸

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

古川 雅典

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

木村 隆之